

福岡県公報

平成19年 5 月 16 日
第 2 6 7 7 号

目 次

告 示 (第987号—第993号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
共同施行による土地改良事業計画の変更の認可	(農地計画課)	1
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	2
大規模小売店舗の新設の届出	(商業・地域経済課)	3
災害対策基本法に基づく指定地方公共機関の指定	(消防防災安全課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(出納事務局出納総務課)	4

公 告

一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6

選挙管理委員会

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(地 方 課)	8
県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数	(地 方 課)	9
県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(地 方 課)	9

正 誤

県営土地改良事業計画の決定 (平成19年 4 月 27 日福岡県告示922号)			
中正誤		10

告 示

福岡県告示第987号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 5 月 16 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市花見東 1 丁目1862番 5、1862番11、1862番20、1862番21、1866番71、1866番203、1880番 1、1880番 2、1880番 6 から1880番 8 まで、1880番15、1880番18及び1880番19
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都台東区上野 7 丁目14番 4 号
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 越智 壯

福岡県告示第988号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年 5 月 16 日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字三代字壁塗965番18、965番20及び965番21
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡新宮町大字上府1175番地
森 敏昭

福岡県告示第989号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条の2第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が行う土地改良事業の

計画の変更を認可したので、同法第95条の2第3項において準用する同法第48条第11項の規定により公告する。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
飯塚市上三緒黒の内土地改良事業共同施行	平成19年4月23日

福岡県告示第990号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 届出年月日
平成19年4月27日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 ベスト電器大佐野店
 - (2) 所在地 福岡県太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住所
株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2番33号

- (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住所
--------	----

株式会社ベスト電器	福岡市博多区千代六丁目2番33号
その他未定	

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成19年12月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,500㎡
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外	229

- (2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外	138

- (3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外	47.7

- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外	43.81

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ベスト電器	午前9時	午後10時

その他未定	午前9時	午前3時
-------	------	------

- (2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯
午前8時30分から午前3時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2ヶ所 太宰府市都市計画事業佐野土地区画整理事業38街区20-1 外
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

福岡県告示第991号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成19年4月27日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) フレスポ花見ヶ丘

(2) 所在地 福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
大和リース株式会社	大阪市中央区農人橋二丁目1番36号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
三角商事株式会社	福岡県京都郡苅田町大字二崎177番1
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号
株式会社靴の尚美堂	鹿児島県鹿児島市東千石町19番8号
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番1号
その他未定	

4 大規模小売店舗を新設する日

平成19年12月28日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,353㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外	380

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外	185

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外	296

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)

福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外	91.77
----------------------	-------

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
三角商事株式会社	午前9時	午後12時
青山商事株式会社	午前9時	午後10時
株式会社西松屋チェーン	午前9時	午後10時
株式会社マックハウス	午前9時	午後10時
株式会社靴の尚美堂	午前9時	午後10時
株式会社ハニーズ	午前9時	午後10時
その他未定	午前9時	午後12時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2ヶ所 福岡県福津市花見が丘二丁目255番1 外

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

福岡県告示第992号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定に基づき、指定地方公共機関を次のように指定する。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

社団法人福岡県LPガス協会

福岡県告示第993号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次

のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
289	北九州市八幡西区則松6丁目5番20号 池田由香利	北九州市八幡西区則松3丁目7番1号 八幡総合庁舎内売店	平成19年5月1日

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻 生 渡

1 調達内容（2件）

(1) 調達物品の名称及び数量

ア 男性警察官用合ワイシャツ	5,000着程度
女性警察官用合ワイシャツ	300着程度
イ 災害用作業服	500着程度
災害用作業帽	500個程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年5月25日現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A、B
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

(4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

(5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(6) 納入する物品に必要とする生地 of 供給を受けられること。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(8) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成19年5月16日（水）から平成19年5月25日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年5月25日（金）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成19年5月28日（月）午前10時30分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価（各調達物品1着（個）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価に各発注予定数を乗じた金額の合計に消費税及び地方消費税の額を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価（各調達物品1着（個）当たりの単価）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価に各発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年5月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
県民コミュニケーションシステム用端末装置賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成19年7月1日(日)から平成24年6月30日(土)までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部情報管理課が指定する場所

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者(競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成19年6月4日(月)現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA、A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱(平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成19年5月16日(水)から平成19年6月1日(金)までの福岡県の休日を含める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成19年6月4日(月) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成19年6月5日(火) 午前10時00分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係

のない職員を立ち会わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第60号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成19年4月16日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

81,726

福岡県選挙管理委員会告示第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、出納長、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数は、平成19年4月16日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

747,712

福岡県選挙管理委員会告示第62号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成19年4月16日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成19年5月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	30,787
北九州市小倉北区	49,864
北九州市小倉南区	57,827
北九州市若松区	23,962
北九州市八幡東区	21,098

北九州市八幡西区	69,741
北九州市戸畑区	17,333
福岡市東区	71,296
福岡市博多区	51,415
福岡市中央区	45,285
福岡市南区	65,729
福岡市城南区	32,810
福岡市早良区	55,341
福岡市西区	48,160
大牟田市・三池郡	40,460
久留米市	62,917
直方市	16,298
飯塚市	21,660
田川市	14,351
柳川市	10,914
甘木市	16,376
八女市	10,371
筑後市	12,758
大川市	10,890
行橋市	19,286
中間市	13,214
小郡市・三井郡	24,196
筑紫野市	26,012
春日市・筑紫郡	40,485
大野城市	24,386
宗像市	25,242
太宰府市	18,329
前原市・糸島郡	26,595

古賀市	15,009
糟屋郡	54,665
宗像郡	15,581
遠賀郡	26,849
鞍手郡	16,418
嘉穂郡・山田市	31,864
朝倉郡	8,624

浮羽郡	14,712
三潁郡	11,896
八女郡	14,875
山門郡	17,376
田川郡	25,282
京都郡	15,546
築上郡・豊前市	18,023

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
19・4・27	2671	告示	922	6			3		農業用排水施設	農業用排水施設